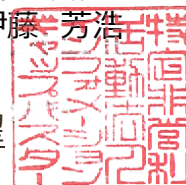


総務大臣 高市 早苗 殿  
内閣官房長官 菅 義偉 殿  
内閣府大臣政務官 今井 絵理子殿

2020/04/06  
特定非営利活動法人 インフォメーションギャップバスター  
理事長 伊藤 芳浩



新型コロナウイルス対応リスクコミュニケーションにおけるバリアフリー化要望

時下、ますますご清祥のことと存じます。日頃より、私どもコミュニケーションバリアフリー化推進活動にご理解を頂き、厚くお礼申し上げます。また、今般、新型コロナウイルスの蔓延に対して、国民の感染防止のためにご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、緊急時に、政府や各都道府県が実施する会見の内容が国民の約 10%を占めるコミュニケーション上、困難を覚える方々に、正しく伝わらず、**感染防止を十分に行うことができない恐れがある**ため、下記の通り強く要望いたします。

記

- 政府や各都道府県において行われる全ての会見に、手話通訳および文字通訳(字幕)をつけていただくようお願いいたします。
- 上記の会見を放映するテレビ(ネットを含む)は、手話通訳や字幕を必ず含めて放映していただくように指導をお願いいたします。

政府や各都道府県において行われる会見の多くは、手話通訳や文字通訳(字幕)がなく、国民の 10%を占めるコミュニケーション上、困難を覚える方々(聴覚障害者、発達障害者のうち聴覚やコミュニケーションに困難がある方など)は、情報にアクセスできません。また、折角手話通訳が設置されても、テレビが手話通訳者を映さないために、これらの人々が情報にアクセスできないことも度々発生しています。

そのため、リスクコミュニケーション上、情報格差が生じてしまい、国連の「障害者の権利に関する条約」(①)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(②)、および、「障害者基本法」(③)、に照らし合わせると、適切な状態ではありません。

従いまして、**会見においては、必ず手話通訳や文字通訳(字幕)を設置した上で、マスクが正しくそれを含めて放映することができるよう、強く要望いたします。**

## ① 障害者の権利に関する条約

### 第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

2 (f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

### 第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

#### 【意見】

**テレビやネットを含む全ての媒体**において、手話通訳・文字通訳を設置した上で、放送内容にこれを含めていただく必要があります。

## ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

### 第4条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の**権利利益を侵害する行為をしてはならない。**

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮がされなければならない。**

#### 【意見】

リスクコミュニケーションにおいて、手話通訳・文字通訳を設置しないことは、**手話や文字で、行動の判断・自己決定の基盤となる、情報にアクセスする権利や、迅速にその場で情報を取得する権利を侵害することにつながる**ため、必要な措置として、先般の要望項目の通りに対応していただく必要があります。

### ③ 障害者基本法

#### 第3条3号

全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、**情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大**が図られること。

#### 第22条2項

「国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため**必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする**」

#### 【意見】

今回、限りなく「非常の事態」に近づいている現状においては、必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策として、先般の要望項目の通りに対応していただく必要があります。

#### 【放送分野における情報アクセシビリティに関する指針に対する要望】

▼総務省の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針(総務省)  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000531258.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000531258.pdf))  
上記の指針によれば、次のような記述があります。

字幕放送：大規模災害等が発生した場合は、できる限り速やかに対応

しかし、手話通訳のことに関しては、対象外とされています。

総務省の上記指針に、字幕放送と同様に、

「大規模災害等が発生した場合は、**手話通訳者も放映するよう対応**」

という一文を入れていただくように要望いたします。

▼ご参考：コロナウイルスで生まれる情報格差 ネットあっても「テレビ手話」が必要な理由  
「聞こえる人と同じ環境を」

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200403-00000003-withnews-soci>